

私立幼稚園教育振興補助金交付要綱

制 定	平成	2年	9月26日
一部改正	平成	4年10月14日	
一部改正	平成	9年	3月26日
一部改正	平成	17年	5月13日
一部改正	令和	3年	2月17日
一部改正	令和	5年	2月27日
一部改正	令和	5年	5月24日

(趣 旨)

第1条 県は、学校法人以外の者が設置する私立幼稚園（以下「幼稚園」という）の教育条件の維持及び向上並びに園児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園の経営の健全性を高め、以て幼稚園の健全な発展に資するため、幼稚園設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、幼稚園設置者が幼稚園を運営する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業に要する経常的経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 教職員の人件費（所定福利費、役員報酬及び退職金を除く。）
- (2) 教育研究、管理に係る経費のうち消耗品費及び光熱水費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、損害保険料及び広報費とする。

(補助金の額)

第4条 前条の経費に対する補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、知事の定める額とする。

(補助金の減額等)

第5条 知事は、幼稚園設置者が次の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、この要綱に基づき交付する補助金を減額して交付することができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反したとき。

- (2) 財政状況が健全でないとき。
- (3) 経理その他の事務処理が適正を欠いているとき。
- (4) 訴訟その他の紛争により、幼稚園の適正な運営を期しがたいとき。
- (5) 教育条件又は管理運営が適正を欠いたとき。
- (6) その他知事が第1条の趣旨に照らして補助金を減額交付することが適当と認めるとき。

2 知事は、幼稚園設置者が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、この要綱による補助金を交付しないことができる。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出時期は、別に知事が定めるものとする。

(記載事項等)

第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事が定める事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 教員調査票
- (4) 在園者数調査票
- (5) 上記以外に知事が必要と認める資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた幼稚園設置者は、知事の要求があったときは補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の実績様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、別に知事が定めるものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた幼稚園設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類

を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。
- 2 私立幼稚園教員研修・教材費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の私立幼稚園教員研修・教材費補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金については、同要綱は、この要綱の施行後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

令和5年度に限り、第4条の規定に、次表に掲げる単価に基づき算出した補助金の額を加える。

附則別表

契約内容		補助単価	単位
電気（高圧）	都市ガス プロパンガス併用	2,600円	定員内実員1人当たり
	都市ガス	2,570円	
	プロパンガス	2,100円	
	ガス契約なし	2,070円	
電気（低圧）	都市ガス プロパンガス併用	600円	
	都市ガス	570円	
	プロパンガス	100円	
	ガス契約なし	70円	

なお、プロパンガスに対する補助額については、埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金において軽減されるプロパンガス利用者負担相当額を減算する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

年度私立幼稚園教育振興補助金交付申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地

設置者名

代表者名

下記により 年度私立幼稚園教育振興補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

内 訳	幼稚園名	金額
	幼稚園	円
幼稚園	円	

年度私立幼稚園教育振興補助金交付決定通知書

学 事 第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度私立幼稚園教育振興補助金については、下記のとおり交付する。

記

1	交付金額	金	円
	その内訳	幼稚園 金	円
		幼稚園 金	円

2 支払方法 概 算 払

3 条 件

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、補助金の全額又は一部について返還を命ずることがある。
 - ア この補助金を補助金対象経費以外に使用したとき。
 - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告したとき。
- (4) 埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。

年度私立幼稚園教育振興補助金実績報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務所
所在地

設置者名

代表者名

年 月 日付け学事第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度私立幼稚園教育振興補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

内 訳	幼稚園名	金額
	幼稚園	円
	幼稚園	円